

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

中国（広島）厚生年金 事案 2925

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和61年4月1日に、A社から関連会社のB社に異動したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録並びに申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和61年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和61年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、国民年金制度が始まった昭和36年に、国民年金に加入し、町内会の集金を通じて国民年金保険料を毎月納付していたのに、申立期間が未納の記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の記号番号の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和41年12月頃にA市において払い出されたものと推認でき、この時期に国民年金の加入手続が行われ、36年4月に遡って被保険者資格を取得したものとみられるところ、当該加入手続時点において、申立期間のうち、同年4月から39年9月までの期間の国民年金保険料は、既に時効により納付することができず、申立人の国民年金被保険者台帳にも、同年9月までの各月の納付記録欄に、「届出前消滅」と押印されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの期間の国民年金保険料は、上記加入手続時点において、過年度保険料として納付可能であったものの、申立人は当該期間の保険料を過年度納付した記憶を有していない上、上記被保険者台帳には、当該期間の各月の納付記録欄に、当該月の保険料が、納付期限から2年の時効が経過するまでに納付されなかったことを示す「時効消滅」が、押印されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「昭和36年に国民年金制度が始まったので、その時に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、町内会の集金を通じて、毎月納付していた。」としているところ、申立人が、申立期間当時、一緒に保険料を納付していたとする隣人は既に死亡しており、当時、町内会で集金

を担当していたとする者は、「申立期間当時に、申立人の国民年金保険料を集金していたかどうかは覚えていない。」としていることから、申立人が、申立期間当時、町内会の集金を通じて保険料を納付していたことに関する供述は得られない。

加えて、申立人は、申立期間及びその前後の時期を通じて、継続してA市に住所を有しており、昭和36年当時に加入手続を行い既に同市で国民年金被保険者であった者に対して、41年12月頃に同市が再度、別の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索を行ったものの、申立期間において、申立人に対し別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）国民年金 事案 1470（岡山国民年金事案 789 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年9月まで

前回、結婚後に地区内の人に勧められて国民年金に加入し、月に400円程度だった国民年金保険料を払うと年金手帳にシールを貼ってくれていた記憶をもとに申立てをしたが、認めてもらえなかった。

新たな資料や証言は無いが、申立期間当時の納付状況及び生活実態を改めて申し立てるので、申立期間における転居の事実を考慮した調査を実施の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年4月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人の主張どおり昭和36年10月の結婚後に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付したのであれば、申立期間のうち、強制加入の対象期間である同年4月から同年9月までの保険料は遡って納付することとなるが、申立人には国民年金への加入後に保険料をまとめて納付した記憶は無く、当該期間の保険料を納付したとは考え難いこと、iii) 申立人は、申立期間の保険料を月額400円程度だったとしているが、実際の保険料月額と相違する上、保険料の納付場所についての記憶は定かでないこと、iv) 申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に年金記録確認岡山地方第三者委員会（当時。以下「岡

山委員会」という。)の決定に基づき、平成22年10月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「申立期間当時の納付状況及び生活実態を改めて申し立てるので、申立期間における転居の事実を考慮した調査をしてほしい。」と主張しているが、当初の申立ての際においても、申立期間中においてA市B行政地域(現在は、A市C行政地域)から同市D行政地域に転居したとする申立人の供述等を踏まえて調査の上、総合的に判断したものであり、今回の供述等からは、新たな事情は見当たらない。

また、今回の申立てに係る調査により、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿が新たに確認できたところ、当該被保険者名簿から、申立人が昭和44年4月14日受付により同市D行政地域において国民年金に加入したこと、申立人には、前述i)の国民年金手帳記号番号が払い出されたこと、及び申立人に申立期間における国民年金被保険者資格の得喪及び保険料納付の記録は無いことが確認でき、これらの記録は申立人に係る国民年金被保険者台帳の記録及びオンライン記録と一致している。

このほか、岡山委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2923

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から45年12月1日まで
私は、昭和39年4月からA社に勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る社員カードには、入社年月日が昭和45年12月1日と記載されており、同社は、社員カードのほかに申立期間当時の資料は残っていないと回答している上、申立人が記憶する同僚は既に死亡しており、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる22人に照会したところ、回答のあった6人全員が申立人を覚えていないと回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び雇用保険の加入記録には、申立人の被保険者資格の取得日は、いずれも昭和45年12月1日と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、B町が保管するC町の申立人に係る国民年金被保険者カードから、申立人は、6年8か月にわたる申立期間において、国民年金被保険者として国民年金保険料を3か月ごとに現年度納付し続けていることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2924

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年3月末頃から同年12月2日まで

私は、昭和28年3月末頃にA社（現在は、B社）に入社し、製品配送業務に従事していたにもかかわらず、入社した時から同年12月2日までの厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立人は、昭和28年12月2日から29年3月15日まで准社員として勤務していた記録があるのみである。」「申立期間当時の従業員の厚生年金保険の加入に関する取扱いについては、資料が無いため不明である。」と回答している上、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる33人に照会したところ、回答のあった25人全員が、申立人を覚えていないとしていることから、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿、申立人に係る同被保険者台帳及び同被保険者台帳記号番号払出整理簿において、申立人の同被保険者資格の取得年月日は、いずれも昭和28年12月2日と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。